

守口市社会福祉協議会 郵便入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、守口市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）が郵便入札方法により行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（昭和22年大阪府条例第58号）その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、本協議会の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、設計書、質問回答書その他本協議会が交付する書類、契約締結に必要な条件を熟知した上で、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、本協議会に説明を求めることができる。

4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(資格確認等)

第4条 入札参加者は、公告において定める入札参加資格に関する書類を本協議会へ郵便又は持参により提出し、当該入札の入札参加資格の有無の審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

(2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は当該行為をなした者

(入札保証金)

第5条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として落札金額の100分の3に相当する金額を本協議会に支払わなければならない。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印の上、必要な事項を記載し、指定した期間（以下「入札期間」という。）、場所に、本協議会の郵便入札実施要領に従い、一般書留郵便又は簡易書留郵便（以下「書留郵便等」という。）により入札しなければならない。（入札期間終了日までに到達するものに限る。）

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札書を封入する封筒に委任状を同封しなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 4 入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載するものとする。
- 5 入札書の記載は、原則として、黒のインク又はボールペンで行うこととし、容易に消去できる文具で行ってはならない。
- 6 入札書の提出は書留郵便等のみによることとし、入札参加者が開札場所、入札担当者等に直接届けることはできない。

(工事費内訳書等の提出)

第7条 入札参加者は、入札価格の根拠となる工事費内訳書、入札参加資格確認結果通知書（写し）その他必要書類を入札書とともに提出しなければならない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を本協議会に直接持参、又は書留郵便等により行う。（入札期間終了日までに到達するものに限る。）
 - (2) 入札執行期間中には、入札辞退する旨を明記した入札書を書留郵便等により行う。（入札期間終了日の前日までに到達するものに限る。）
- 3 入札参加者が入札期間を過ぎても入札書を提出しないときは、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益を受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、変更又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第 10 条 入札参加者が第 2 条又は第 3 条に抵触したおそれがあるとき等本協議会が必要と認めるときは、入札を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。

- 2 前項の規定により本協議会が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(開札)

第 11 条 開札は、指定した日時及び場所において行う。

- 2 開札の立会いは、入札参加者に代わって、本協議会の理事、評議員及び守口市障害福祉課職員が立ち会う。
- 3 入札結果は、開札後、直ちにすべての入札参加者に通知する。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する者のした入札
- (2) 所定の日時までに、所定の場所に書留郵便等により到達しない入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札、又は金額の記載が不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (7) 同一の入札において、2 以上の入札をした者の入札
- (8) 同一の入札において、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (9) 同一の入札において、2 人以上の代理をした者の入札
- (10) 建設工事に係る入札及び本協議会が指定した入札において、工事費内訳書等必要とする書類を提出しない入札
- (11) 建設工事に係る入札において、営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく営業所をいう。）の実態がないとみなされた者のした入札
- (12) 開札前に入札参加資格を有すると認められた者であっても、開札までに入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札
- (13) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (14) 封筒に必要書類が封入されていない入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本協議会が指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (3) 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(落札者の決定)

第 14 条 予定価格の限度の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときはその者を落札者とせず、予定価格の限度の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

- 3 前項の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、自治令第 167 条の 9 の規定に基づき、くじ引きにより落札者の決定を行う。この場合において、当該入札事務に関係のない本協議会の職員にくじ引きを行わせるものとする。

(再度入札の取扱い)

第 15 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲に達した価格の入札がないときは、再度の入札は行わない。

(契約の締結等)

第 16 条 契約の締結は、落札決定後、速やかに行うものとし、落札者は、これに協力しなければならない。

- 2 契約の確定は、契約当事者双方が記名押印したときとする。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第 13 条第 1 号又は第 3 号に該当したときは、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第 13 条第 2 号に該当したときは、契約を締結しないことがある。
- 5 前 2 項及び次条の規定により契約の締結ができないときは、第 5 条ただし書きに定める違約金を本協議会に支払わなければならない。この場合、本協議会は一切の責めを負わないものとする。

(契約書等の提出)

第 17 条 落札者は、本協議会から交付された契約書等に記名押印し、落札決定の日から起算して 7 日以内（休日・祝日を除く。）に提出しなければならない。ただし、本協議会の承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者として権利を失う。

(契約の解除)

第 18 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条若しくは契約に違反する行為又は自治令第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する行為を行ったと認められるときは、本協議会は契約を解除することができる。

(契約保証金)

第 19 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる保証等を付したときは、当該契約保証金を免除する。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) 落札者の債務不履行により本協議会に生ずる損害金の支払いを保証する銀行、若しくは本協議会が確実と認める金融機関、又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (3) 落札者の債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) 本協議会を被保険者とした履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険証書の寄託

(理事会の議決を要する契約の特約事項)

第 20 条 理事会の議決を要する契約については、当該議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約としての効力が生じるものとする。

2 開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が第 13 条の規定に該当したときは、本協議会は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、本協議会はその責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第 21 条 入札をした者は、入札後、この心得、契約締結に必要な条件、設計書図面等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 22 条 この心得に定めるもののほか、入札の手続きについては、本協議会の指示に従わなければならない。